

衆議院 大蔵委員会 議 録 第一号

本国会召集日(平成十二年九月二十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 萩山 教嚴君

理事 大野 功統君 理事 桜田 義孝君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君 理事 石井 啓一君

理事 鈴木 淑夫君

大木 浩君 鴨下 一郎君

岸田 文雄君 倉田 雅年君

七条 明君 砂田 圭佑君

高市 早苗君 中山 成彬君

林 幹雄君 松宮 勲君

宮本 一三君 村井 仁君

村田 吉隆君 山本 明彦君

五十嵐文彦君 池田 元久君

江崎洋一郎君 海江田万里君

河村たかし君 小泉 俊明君

小林 憲司君 中川 正春君

長妻 昭君 牧野 聖修君

谷口 隆義君 若松 謙維君

中塚 一宏君 佐々木憲昭君

山口 富男君 阿部 知子君

植田 至紀君 小池百合子君

平成十二年十月二十四日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 萩山 教嚴君

理事 大野 功統君 理事 桜田 義孝君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 五十嵐文彦君 理事 上田 清司君

理事 中川 正春君 理事 石井 啓一君

理事 鈴木 淑夫君 岸田 文雄君

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 平成十二年十月二十四日

倉田 雅年君 砂田 圭佑君
高市 早苗君 中山 成彬君
林 幹雄君 松宮 勲君
宮本 一三君 村井 仁君
村田 吉隆君 山本 明彦君
渡辺 博道君 池田 元久君
石井 紘基君 江崎洋一郎君
海江田万里君 小泉 俊明君
小林 憲司君 長妻 昭君
牧野 聖修君 谷口 隆義君
若松 謙維君 中塚 一宏君
佐々木憲昭君 山口 富男君
阿部 知子君 植田 至紀君
小池百合子君

大蔵大臣 宮澤 喜一君
金融再生政務次官 宮本 一三君
大蔵政務次官 村田 吉隆君
大蔵委員会専門員 田頭 基典君

委員の異動
十月二十四日

辞任 鴨下 一郎君 補欠選任 渡辺 博道君

同日 河村たかし君 石井 紘基君

同日 石井 紘基君 補欠選任 鴨下 一郎君

同日 渡辺 博道君 河村たかし君

同日 理事北橋健治君九月十八日委員辞任につき、その補欠として中川正春君が理事に当選した。

同日 理事上田清司君同日理事辞任につき、その補欠として五十嵐文彦君が理事に当選した。

十月十一日

消費税の大増税に反対、食料品の非課税に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第一号)

同(中林よし子君紹介)(第二号)

消費税の減税に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第七〇号)

同月二十三日

消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第一六九号)

延納相続税の支払いに困窮している相続人に対する相続税法の緊急改正に関する請願(西村眞悟君紹介)(第一八八号)

消費税の大増税に反対、食料品の非課税に関する請願(大森猛君紹介)(第二〇九号)

同(木島日出夫君紹介)(第二一〇号)

は本委員会に付託された。

十月十二日

酒販免許制度の規制存続に関する意見書(北海道浜益村議会)(第一六九号)

消費税率の引き上げをしない措置に関する意見書(北海道士別市議会)(第一七〇号)

消費税率の引き上げをしない措置に関する意見書(愛媛県伊予三島市議会)(第一七一〇号)

書(愛媛県伊予三島市議会)(第一七一〇号)

地方分権時代に対応した税制度の確立に関する意見書(愛知県師勝町議会)(第一七二〇号)

法人税における交際費の経費拡大に関する意見書(富山県魚津市議会)(第一七三〇号)

同月二十三日

特定非営利活動法人に対する税制優遇制度に関する意見書(神奈川県横須賀市議会)(第四八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

○萩山委員長 これより会議を開きます。

まず、理事辞任の件についてお諮りいたします。理事上田清司君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○萩山委員長 御異議なしと認めます。よって、次のように決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。ただいまの理事辞任による欠員一名のほか、委員の異動に伴う欠員一名、計二名の理事が欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○萩山委員長 御異議なしと認めます。

よって

五十嵐文彦君 及び 中川 正春君

を理事に指名いたします。

○萩山委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

たばこ事業及び塩事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

以上の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○萩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○萩山委員長 租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行った場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除の期限を、平成十六年十二月三十一日まで延長するものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平年度において約五十六億円と見込まれております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○萩山委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤国務大臣 この法律案につきましては、政府といたしまして、特に異議はございません。

○萩山委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○萩山委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出法律案とすることに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○萩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十七第一項中「同日以後五年を経過する日の属する年の十二月三十一日」を「平成十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

2 この法律の施行の日前に平成十二年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条

の規定による更正があった場合には、その更正後の事項)につきこの法律による改正後の租税特別措置法の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

理 由

個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約五十六億円の見込みである。